

平成30年あきる野市農業委員会 2月総会議事録

平成30年2月22日（木）午前9時00分、平成30年あきる野市農業委員会2月総会は、あきる野市役所別館3階、第1会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局 野口創

議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |

開会 午前9時00分

(事務局長) おはようございます。本日は朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日はですね、総会が終わりまして、全員協議会、また、農業者大会、その後祝賀会等、夜遅くまで続きます。よろしく願いいたします。それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成30年あきる野市農業委員会2月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、1月30日、東京都農業会議臨時総会に課長に出席してもらいました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は橋本和夫委員と小田川委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) よろしく願いします。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いします。なお、第1号議案につきまして、申請者の方が少し遅れておりますので、第2号議案から始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。先ほどお話しありましたように、第2号議案から行いたいと思っております。では、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。では、議案書2ページをお願いいたします。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成30年2月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

よろしく願いします。

(議長) それでは番号1につきまして、担当の笹本委員、説明をお願いいたします。

(笹本委員) はい。それではご指名でございますので、番号1につきまして、ご説明させていただきます。案内図につきましては、お手元の資料の8ページになります。現地調査につきましては、2月19日に事務局2名同伴していただきまして、現地調査をして参りました。案内図の真ん中、中段にちょっと幅員のある道路がありますが、これが右側に行きますと福生の駅、左側に行きますと多西農協の前を通りまして、日の出のインターに通じます通りでございます。その中心部分が下草花のバス停になりまして、○○○○-○はその十字路から南へ下がった所の道路の●側になりますが、現在はネギ等栽培されておりました、あと、冬の作物は全部収穫されてきれいになっております。△△△△-△につきましては、申請人の○○○○さんの自宅の南側の畑になりまして、キウイの棚と、育苗用の小さいハウスが建っております、現在もきれいに耕作されております。□□□□につきましては、ナスの木は抜根されておりました、

積んである状態で、また、他の所はきれいに耕作されております。〇〇〇〇さんにつきましては、高齢で●●歳という歳ではございますが、現在ファーマーズの会員になっておりまして、また、ご長男の方と同居しておりまして、お嫁さんもファーマーズに出荷をするというような、家族ぐるみで農業経営を行っておりますので、耕作およびまた出荷状態も良好な状態でありますので、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきました。何かご質問ございますでしょうか？・・・質問はございませんか？

ないようなので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号2でございますが、〇〇委員ご本人の案件ですので、〇〇委員には一時退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

(議長) それでは、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、引き続き2ページをお願いします。

(第2号議案・番号2 朗読)

よろしく申し上げます。

(議長) 続いて担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。2月19日に事務局と現地を見て参りました。地図は9ページをお願いします。

場所は五日市街道の市民体育館前の交差点、右に行くと秋川ファーマーズセンター、左に行くとあきる野市役所の所を●に約100メートルぐらい行った場所です。夏作の作物の収穫は終わってしまっていて、すごくきれいに耕耘されておりますが、一部ブロッコリーはまだ収穫されていません。あと半分は植木が栽培されて、きれいに剪定、管理されております。植木の方は見ても、立派に良くできていると思います。以上です。

(議長) はい。ただいま松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますでしょうか？・・・ありませんか？

ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。それでは、〇〇委員に入室してもらいます。

(〇〇委員入室)

(議長) それでは続いて番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは3ページをお願いします。

(第2号議案・番号3 朗読)

よろしく申し上げます。

(議長) 続いて担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。よろしく願います。去る2月19日、事務局と一緒に10時から現地調査をして参りました。全体では大きく分けて、田んぼと、あと、畑の分2ヶ所、計3ヶ所に分かれてまいります。では初めに田んぼの部分ですが、地図は10ページをご覧くださいませるか？こちらですが、位置は分かりづらいのですが、マイムの前の新しい道をまっすぐ行きますと、草花大橋というまだ通過できませんが、大きな橋ができております。その下の部分の田んぼでございます。全体で11筆ございますが、現地は今、田んぼですので、耕作されておられません、10筆については稲が作付けされた跡、刈り取った跡が残っております。それからもう一つ、〇〇〇-〇という、一番右の下にある小さい部分ですが、ここについては、うなった跡がございました。田んぼについてはそんな状況で耕作されていると見て参りました。続きまして、11ページを見ていただけますか？これは、その田んぼの北の方になりますが、秋川体育館の東の通り、公民館通りですが、それをずっと北の方に行ってくださいまして、平井川を新開橋という橋で渡っていただきます。それからしばらく行った所にある6筆の畑でございます。ここについてはですね、6棟ほどハウスが、大・小、合わせてございます。まず、ヤギが飼われている他に、ハウスのそれぞれ、1棟にはコマツナが作られた跡がありまして、もう1棟は現在ブロッコリーが植わっております。それから、トマトの苗床として1棟が使われており、あと、残り3棟についてはトマトが夏場作られて、まだ片付けられておりませんが、多分トマトが植えられていたという事でございます。それからあと、東側の方に、前、ハウスがありましたけど、雪で壊れまして、その跡地が少し草になっていたのですが、ここについては現在、ブルーベリーの植栽がなされてきております。ここについては大体そんなような状況でございます。私の家の近所ですので、私の家がすぐその土地の西側にあたる訳ですが、少しずつ草等の改善がされてきているのかなと思っております。それから、最後に8ページを見ていただけますか？先ほど、番号1の〇〇〇〇氏の説明がございましたが、その畑の隣、△△△番地でございます。ここについては、ハウス4棟が建っておりまして、やはり3棟にはトマトの栽培の跡が確認できて、1棟については、うなった跡の経緯がございます。以上でございますけれども、主人の他に、奥様も農業をしてらっしゃいます。全般には耕作されているものと見て参りました。よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、小田川委員より説明をしていただきましたが、何か質問はございますか？

(谷澤職務代理) あの、前回、だから3年前になるのかな？3年前の時には、ちょっと問題があるんじゃないかという事で、写真を撮ったのを見せてもらった記憶があるんだけど、今回はないという事は、その時と比べては良くなっている？

(事務局) はい。あの、格段に良くなっております。3年前の時は草がすごかったのですが、ここ近年、昨年あたりから、草の方も結構まめに刈って、いつもハウスの周りとかがすごかったのですが、今回、この間小田川委員と行った時は、全然そういう様子もなく、適正に使われている状況は確認できました。

(議長) 他に質問、ございますか？

(嶋崎委員) 1つ教えて下さい。田んぼとか、その他の畑の部分は、調整区域なのか市街化区域な

のか、どのようになっていますか？

(事務局) 田んぼは全部調整区域で、畑は全部市街化で、生産緑地になっています。

(嶋崎委員) そうですか。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問はございますか？・・・よろしいですか？

ないようですので、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨、証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして番号4について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。では、4ページをお願いします。

(第2号議案・番号4 朗読)

よろしくをお願いします。

(議長) 続いて担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。報告します。2月19日に事務局と一緒に現地を見て参りました。地図が12ページになります。五日市から川口へ抜ける秋川街道の留原交差点が、この地図の右下の所にございます。まず、交差点に近い〇〇〇-〇ですけれども、ここはこの時期ですので全面がきれいになっておりまして、草も生えてなくて、耕耘した後という状況になっております。△△△-△につきましたは、ここも、ほとんど今は作っている物はなくて、ネギが少し、あとトンネルで豆が植えられている状況で、きれいに耕作をされている、という状況でした。左上の□□-□□というのは、これはそのすぐ隣が自宅で、自宅脇の畑という事になるんですけれども、ネギが1株植わってまして、畑っぽくない状況で、ちょっとどうなのかなというところでした。その時に、その自宅から奥さんが出てこられて、これだと畑というのはちょっと厳しいんじゃないですかという事を言いましたら、もう少し改善するように頑張りますという事でしたので、毎年チェックする事なので、ちょっと様子を見ますという事で、事務局と一緒にお話をしまして、帰ってきました。荒れてて草だらけになっているという訳ではないんです。きれいにはなっているんですけれども、もうちょっと畑らしく使ってもらわないとまずいのかなという状況であります。報告は以上です。

(議長) はい。ただいま嶋崎委員の説明が終わりました。何か質問はございますか？

(小川委員) 嶋崎さん、あの、畑らしくないというのは、どういう状態か教えてもらえますか？

(嶋崎委員) 草は生えてないんですけれども、柵を切った跡とかですね、耕耘機をかけた跡とか、そういったものが見えなくて、一部手前の方に砂利が敷いてあったり、そういう状況なので、畑っぽくない・・・一応、ネギが1株植わって・・・グレーなところがあります。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問はございますか？

(嶋崎委員) そうすると、農業委員としては、どうなんですか？

(嶋崎委員) 農業委員としてと言うか、ご家族の方もそういう状況では良くないという事は分かっておられるようで、事務局の方もきつく言われてましたので、もうしばらく、今年もう1回ま

た調査があると思いますので、その様子を見るのがいいんじゃないかなと思いました。

(嶋崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？よろしいですか？かなり厳しいでしょうけど、もう1回調査があるという事で、それまで、今回は認めるという事で、〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。それでは、第1号議案の方が来ていらっしゃるようなので、第1号議案に戻りまして、審議したいと思います。事務局より、説明願います。

(事務局) はい。それでは、すみません。1ページ目にお戻りください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。平成30年2月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上です。よろしく願います。

(議長) はい。次に番号1につきまして、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明させていただきます。7ページの地図をご覧くださいと思いますが、場所としては地図の右側、縦方向に圏央道が走っていきまして、そのすぐ隣に陸橋通り、間坂通りと書いてある、三叉路的な所があるのですが、右の方へ行くと、野村殖産の方へ行く所で、それを●へ下りて行った坂の折り返り口になります。場所としてはこの地図に書いてあるとおりなのですが、私も1年中ここは朝晩必ず通る道の脇になっていきまして、草が生えるとかそういう状況はほとんどないですね。あまり大量には作っていませんけれども、毎年ジャガイモを作ったりして、家族総出でやっていると。職業は農業じゃないものですから、そういう意味では畑としての利用はされて、きれいにしておくと、そういう状況でございます。そんな意味では、自家用か何か知りませんが、作って、必要な時にはみんなで、大勢で整備して収穫する状況でございますので、農地としての存続はいいのではないかなと思います。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(田中正治委員) ご本人様が来てから聞けば良かったんですけども、納税猶予をかけている部分は△畝で、全体面積は□、□□□㎡、約□反弱なんですけど、この後で生産緑地の買取申出も出てくるのですが、それを合わせても○反。残りの部分につきましては明細があれば、ちょっと・・・あの、余計な事なんですけれども。

(事務局) 残りは調整区域にございまして、嶋崎委員のハウスがある畑の西端の方に大きくあるのと、引田のところに▲筆でしたか。そんな形で□、□□□㎡ございまして、市街化区域はここだけですので、あと残りの■、■■■㎡弱くらいは、全部調整区域に農地がございまして。

(議長) 他にご質問ございますか？

(宮崎委員) 自営業というのは何をされているのですか？

(事務局) ●●●●●という水道屋さんですね。昔からやられている水道工事屋さんなんですけれども、相続で、〇〇さんが相続するのですが、ご本人様はご病気で△△△がありまして、職業が自営業となっていますが、実際ほとんど仕事はやっていないという状況で、農業の方は機械等にも乗れて運転できますし、作業もできますので、どちらかと言うと自営業の方より農業の方でやられているというお話は聞いております。農業の方も先ほど嶋崎委員がおっしゃったとおり、家族総出でやられているような状況ですね。

(議長) 他にありませんでしょうか？ご本人がいらしていますので、もし質問がございましたら、その時にまたお願いいたします。ではご本人に入室してもらいます。

(〇〇氏ご夫婦入室)

(議長) 会長の甲野です。今日はお忙しいところ、ありがとうございます。確認なのですが、ご住所があきる野市□□□□□□、お名前が〇〇〇〇さんと奥様でお間違いないですか？

(〇〇氏) 結構です。

(議長) では今しばらく、会議で質問が出るかも知れませんが、お付き合いください。それではご本人にお入りいただきました。何かご質問はございますか？

(田中正治委員) 田中と申します。よろしく申し上げます。

(〇〇氏) よろしく申し上げます。

(田中正治委員) 先ほど嶋崎委員にも聞きましたが、全体で□, □□□㎡、□反□畝弱あるのですが、納税猶予をかけられる場所が△△△㎡で、地図の方も確認しましたが、その横に生産緑地が残る、〇〇〇㎡、こちらは後で買取申出が出される訳ですが、自分ごとなんですけど、大変いい場所にくっ付いていて、ちょっと離してしまうのは勿体ない気もするのですが、ご事情がありますから、それは私が言う事ではないのですが、他の部分も調整区域にあるそうですが、今後はこの部分と調整区域の部分に合わせて農業をされていくような感じでしょうか？

(〇〇氏) そのつもりでおります。

(田中正治委員) 今現在、作っている作物もちょっとお聞きしたのですが、今までやっていたお仕事よりも農業に入っていく部分が増えていくと見ていいでしょうか？

(〇〇氏) そうですね。農業の方が強くなってくると思います。

(田中正治委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他に何かご質問ございませんか？・・・それではちょっとお伺いしたいのですが、先ほども言ったように□反□畝ぐらい畑が今のところございまして、これから長い将来に渡って畑をなさって行くと思うのですが、将来どのように畑を利用していくのかという意気込みを込めて、説明をしていただきたいのですが。

(〇〇氏) あの、生産緑地のところはジャガイモとキュウリとネギを作ろうと思っています。他のところは栗を植えたりとかして、一生懸命やろうと思っています。どうかよろしく願いいたします。

(議長) 他に質問はございませんか？では、畑を有効に利用していただきまして、農業に励んでいただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) ありがとうございます。

(〇〇氏ご夫婦退室)

(議長) ご本人が退室されましたが、何か他にはご質問はよろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することにいたします。それでは5ページの第3号議案に移りたいと思います。事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは5ページをお願いします。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成30年2月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号1を担当の兵頭委員、説明願います。

(兵頭委員) はい。地図は13ページをご覧ください。2月19日、事務局の2人と私で現地調査を行いました。地図の一番下側が陸橋通りで、ここにいなげや雨間店がありますが、ここから五日市線に向かって入った●側でございます。非常にきれいな大きな一画でございますが、ここに畑の手前に2棟のハウスがありまして、更に一番東側の端にもハウスがありまして、合計3棟のハウス、その間が農地になっておりまして、作った形跡としては夏野菜の多分ナスだろうと思いますが、それ以外は現在ノラボウが植わっています。ハウスの中ものぞいて見たのですが、1棟はシュンギク、1棟はノラボウが植えてありました。一応今回は主たる従事者という事で、〇〇〇〇さんが実際にやられていたという事で、問題ないだろうと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と兵頭委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？・・・ございませんか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして番号2を、事務局、説明願います。

(事務局) はい。続きまして番号2。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の栗原剛委員、説明願います。

(栗原剛委員) はい。それでは地図の14ページをお願いします。19日に事務局と一緒に現地を確認して参りました。まず、14ページの〇〇-〇と△△-△ですが、場所は五日市街道を秋

川の方から参りまして、新秋川橋を渡ってすぐ●手になります。筆で2つに分かれておりますが、現地はもう一体となっております、こちらには梅が植わっております。梅の木の方も剪定もされておりますし、下草の方も年に2回くらいは普段刈られているんじゃないかなと思います。私もここはしょっちゅう通りますので、普段から見ておりますけれども、伸び過ぎてひどくなっているというような事は年間通してありません。続きまして15ページですね。□□□-□なんですけど、こちらの場所の方は、先ほどの□□□□さんの案件の時の12ページで留原の交差点がありましたけれども、その留原の交差点を東の方に入っていくと、この天王橋を通過してこの通りに入ってきます。こちら私もほぼ毎日のようにこの脇の道を通っていますので、しょっちゅう見ていますけれども、年間を通して非常にきれいに管理されております。草もほとんど生えていない状況です。ただ、正直、ここ数年少なくとも何かしら農作物が作られていたというのを見た記憶は正直、ないです。きれいにはされていまして。何か作ってあるというのを見た記憶は正直ないですね。○○○○さんの自宅はこの□□□-□のすぐ上にあります。○○さんがもう、かなりご高齢でしたので、80代後半だったと思うのですが、このご自宅のすぐ西側の方もご自分の農地になっておりまして、おそらく、そちらの方では作られていたのではないかなと思うのですが、今回の3筆につきましては、おそらく本人がやられていたというよりは、人を使って管理していたのかなというように見受けられます。ただ、現地自体はきれいになっておりますので、農地としては問題ないと思います。以上です。

(議長) ただいま、栗原剛委員より説明をいただきましたが、何かご質問はございますか？

(橋本和夫委員) こちらの○○さんは、親族の方、どなたか一緒に住んでいるのですか？息子さんとか。

(栗原剛委員) 娘さんが2人おりまして、そのお2人が今回の申請者となっております、○○△△さんが同居されていまして。息子さんはいないと思います。

(議長) 何か他にご質問はございますか？・・・よろしいですか？

ないようですので、○○○○さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。続きまして番号3を読み上げます。

(第3号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の田中正治委員、説明願います。

(田中正治委員) はい。番号3につきまして、ご説明します。現地調査につきましては、2月19日に事務局の野口さん、青木係長と行って来ました。場所ですが、睦橋通りを立川に向かいまして、燈燈庵のある向かい側の道を五日市から来て右に曲がりまして、道なりにずっと行きますと、児童遊園と書いてある所が十字路になっておりまして、お寺なのですが、ここを過ぎまして、1つ目の所を●に曲がった所です。現在この件に関しましては、他界されたのが10数

年経ってまして、私も〇〇さんは知りません。で、従いまして聞き取り調査になったのですが、自分の父親はよく知っていましたので、父親と、近所の方々何人かに一応聞きまして、〇〇さんは農業をしっかりとやっておられたという事です。現地につきましては、現在△△さん自身は、さほど〇〇さんよりはやってないように見受けられます。ちょっと冬草が出ていまして、刈ってはいるんですけど、あと梅の木が10本、これも剪定されていますが、しかしながら、大きな生産緑地の機能を果たしていないかも知れません。ただ今回の場合に関しましては、この〇〇さんがしっかりとやっていたかという証明ですので、今回の案件に関しては問題はないと思います。以上です。

(議長) ただいま、田中正治委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・ありませんか？

ないようですので、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして番号4についてですが、こちらは●●委員のご親族の案件となりますので、●●委員には一時退席をお願いします。

(●●委員退室)

(議長) それでは、事務局、説明願います。

(事務局) はい。では、6ページをお願いします。

(第3号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。それでは番号4をご説明させていただきます。案内図につきましては、お手元の資料の8ページになります。現地調査につきましては、2月19日に事務局2名同伴いたしまして、現地を調査して参りました。場所は下草花のバス停の少し■側の道路に接面する農地でございます。〇〇〇〇さんにつきましては、私もいろいろ畑の事に関しましては、教えていただいた大先輩でございまして、平成24年に亡くなられてまして、相続が発生しまして、それから日にちが経ちますが、〇〇さんは直売会にも入っております、また、ファーマーズセンターにも出荷しておりました。その後、委員さんでございまして、●●委員さんも、現在引き続きファーマーズに入っております、販売しております。相続の発生する少し前頃につきましては、〇〇さんも高齢で畑にもあまり顔を出していなかったように思えますが、現在も●●委員さん、また、申請人の2名の方、ご姉妹でございまして、この2名の方も自宅はこの案内図の下の方のもう少し■側に、ちょっと外れておりますが、住んでおられて、この所有地につきましては歩いて行っても5分かかるかなというぐらいの所で、耕作しております。●●さんも一生懸命若い時から農業に勤しんでおられて、この農地につきましてはの主たる従事者の証明につきましては、何ら問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく願います。

(議長) ただいま、笹本委員より説明をいただきましたが、何かご質問はございますでしょうか？

(小川委員) 確認なんですけど、△△△△さんと□□□□さんは○○○○さんの姉妹？

(事務局) ○○さんの子供です。●●委員さんの姉妹です。

(議長) 他にご質問は？

質問がないようですので、番号4の○○○○さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。それでは●●委員に入室してもらいます。

(●●委員入室)

(議長) それでは続きまして、番号5について、事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。では番号5について、説明させていただきます。

(第3号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。それでは続いて担当の嶋崎委員、説明をお願いします。

(嶋崎委員) はい。それでは説明します。先ほどのと一緒になりますけれども、○○○-○です。

要は元々は全部1つだったものですから、ここはこの○○さんが非常に、さっき言ったようにジャガイモとかトウモロコシを少しずつですけれども、作って、本当によくやっていたというのは見ておりましたので、そういう点では問題ないと思います。お願いいたします。

(議長) ただいま、嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(橋本和夫委員) この場所は確か段上ですよね？

(嶋崎委員) 段上です。ちょっと高くなってる。

(橋本和夫委員) 入る場所っていうのは？

(嶋崎委員) 入る場所は坂を下りたての所を右へ入れます。そこからずっと入れます。一番端が道路とほとんど同じですから。

(橋本和夫委員) 分かりました。

(議長) 他に質問はございますでしょうか？

それでは、ないようですので、○○○○さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして番号6についてですが、こちらは○○○○の案件となりますので、○○○○には一時退席をお願いします。

(○○○○退室)

(議長) それでは事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。続きまして番号6を読み上げます。

(第3号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして担当の橋本和夫委員、説明願います。

(橋本和夫委員) はい。それでは説明いたします。こちらの場所は五日市街道、引田の交差点の所、山田うどんと、その西側に日産の販売所がありまして、その日産の販売所の所を●の方に△△△メートルくらい上がりまして、道がカーブしている所の畑です。事務局同伴の現地調査日にちょっと用事がありましたので、2月16日に1人で見て参りました。ここは北西の角に住宅が隣接した傾斜地です。なかなか耕作しにくい所です。昨年トウモロコシを耕作された、少し根が残っておりました。ここはトラクターがかかっておりまして、ぎりぎりまでトラクターをかけると、この土地の下側が1段下がった駐車場になってるんですね。そうするとそこに土が落ちるといふ事で、少し、車が入れるくらいのスペースだけはトラクターをかけずに残しておりました。先ほど言ったように傾斜地なので、奥様も〇〇さんも作りにくいかなと思つたのですが、よく耕作してあつて、次の準備をしてあるような状況でした。以上です。

(議長) ただいま、橋本和夫委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますでしょうか?・・・ございませんか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。それでは、〇〇〇〇に入室していただきます。

(〇〇〇〇入室)

(議長) それでは続いて、専決の報告について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは2月の専決を報告させていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、3月23日、金曜日、午前9時00分から、あきる野市役所別館、3階、第1会議室です。よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時03分